

板柳町 公共施設等総合管理計画

平成 2 9 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

令和 7 年 3 月改訂

目次

はじめに

1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の位置付け	3

第1章 町の概要

1 町の概要	4
2 人口動向	5
(1) 人口の推移	5
(2) 将来の人口推計	7
3 財政状況	8
(1) 歳入	8
(2) 歳出	9
(3) 基金	10
(2) 地方債	11

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 対象施設	12
2 公共建築物	13
(1) 公共建築物の延床面積の内訳	13
(2) 公共建築物の延床面積の推移	14
(3) 公共建築物の一覧	15
(4) 築年別整備状況	18
(5) 有形固定資産減価償却率	19
(6) 人口一人あたりの公共建築物延床面積	21
(7) 維持管理・更新等に係る経費	22
3 インフラ施設	24
(1) インフラ施設の状況	24
(2) 維持管理・更新等に係る経費	25
4 将来における更新費用の推計	26
(1) 公共建築物の更新費用	26
(2) インフラ施設の更新費用	27
(3) 全体の更新費用	28
5 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み	29

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間	3 2
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	3 2
(1) 公共施設マネジメント推進体制	3 2
(2) 固定資産台帳の整備	3 2
(3) 住民への情報提供等の実施	3 2
3 現状や課題に関する基本認識	3 3
(1) 大規模改修・更新等への対応	3 3
(2) 人口減少、少子高齢化社会への対応	3 3
(3) 財政状況への対応	3 3
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	3 4
(1) 基本方針	3 4
(2) 実施方針	3 4
(3) フォローアップの実施方針	3 6

第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

1 学校教育系施設	3 7
2 生涯学習系施設	3 7
3 産業系施設	3 8
4 福祉系施設	3 8
5 行政系施設	3 9
6 公営住宅	4 0
7 都市基盤施設	4 0
8 医療系施設	4 1
9 その他の施設等	4 1
10 道路	4 2
11 橋りょう	4 2
12 下水道施設	4 3
13 上水道設備	4 3

はじめに

1. 計画策定の背景・目的

日本全体（主に都市部）では、高度経済成長期（昭和 30 年代から昭和 40 年代後半）に集中的に公共施設等を整備してきたことを考えると、当町の公共施設等も日本全体の傾向と同様に、時代の経過とともに老朽化が進行し、やがて一斉に更新時期を迎えることとなります。更新費用も一斉に必要なことが予想されますが、厳しい財政環境下にあること、さらには財政運営上の構造的なマイナス要因である少子高齢化や人口減少社会の進行を勘案すると、更新費用の削減策を伴う財源確保が課題となっています。

一方、社会経済情勢の変化に伴う公共施設等に対する需要の変化、さらにはライフスタイルの多様化への対応などの観点から、これまで公共施設等が担ってきた役割や提供してきたサービスの見直しなど、質量両面から公共施設等全体のあり方を見直すことも課題となっています。

これらの課題を一体的に解決しなければ、多くの公共施設等は物質的・機能的に朽ちてしまうことが予想されることから「公共施設等の更新問題」と言われています。

このような中、平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化計画」における地方公共団体の「インフラ長寿命化基本計画（行動計画）」に位置づけられる計画として、平成 26 年 4 月 22 日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、公共施設等の老朽化の状況や、今後の人口や財政状況等の見通しについて把握・分析を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を定めることを目的として、「板柳町公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 3 月）を策定しました。

今後は、策定された公共施設等総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、不断の見直しを実施し、充実させていくことが重要であることから、総務省より、平成 30 年 2 月 27 日に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され、令和 3 年 1 月 26 日に「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項」が示され、令和 4 年 3 月に改訂を行いました。

その後、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が、令和 4 年 4 月 1 日、令和 5 年 10 月 10 日に改訂されたこと、また、令和 6 年に旧青森県立板柳高等学校の施設が譲与されたこと、

小学校統合の基本方針が決定したこと等をふまえ、「板柳町公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）」を改訂しました。

この度の改訂においては、令和４年３月の改訂で対象にしておりました公共施設に加え、公営企業会計の水道事業会計、公共下水道事業会計、国民健康保険板柳中央病院事業会計の公共施設も対象にしております。

本計画の目的は、公共施設及びインフラが担う必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避して、公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営の両立を目指すものです。

このために、庁舎、学校教育系施設、公営住宅等の公共建築物、及び道路、橋りょう、上下水道等の社会基盤施設（以下、「インフラ施設」という。）の管理運営や維持更新を長期的・戦略的に行っていきます。

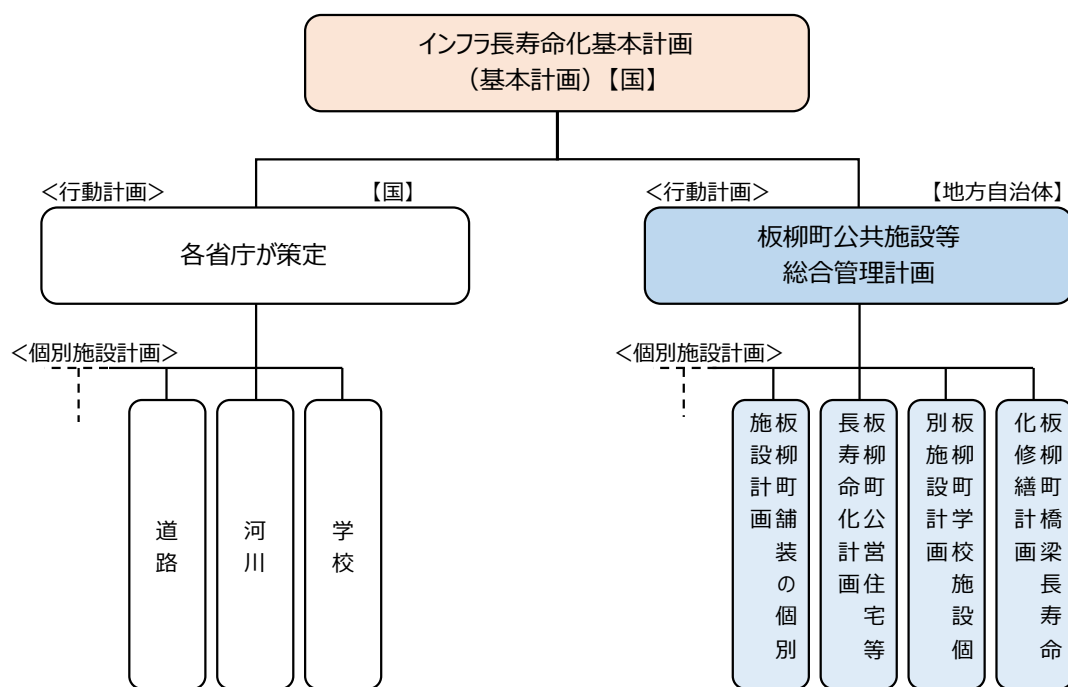
本計画では公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）を対象に、町の資産の保有状況を把握・分析し、維持更新費用の見込みを明らかにしつつ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を整理します。

2. 計画の位置付け

平成25年11月、国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として「インフラ長寿命化基本計画」が決定されました。

「インフラ長寿命化基本計画」では、地方公共団体はインフラを管理・所管するものとして、その維持管理・更新等を着実に推進するため、中長期的な取組の方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定することとされています。

本計画は、この「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に位置付けられる計画で、本計画の目標達成に向けては、図のようにそれぞれ個別の施設計画を実施することにより進めていきます。



第1章 町の概要

1. 町の概要

当町は、青森県の西部津軽地区の中央に位置し、東経 140 度 25 分より 140 度 33 分、北緯 40 度 39 分より 40 度 46 分までの間にあり、西は岩木川を境に弘前市と、北は鶴田町、五所川原市に、東は五所川原市、青森市、藤崎町に続き、南は藤崎町と境を接しています。

典型的な日本海側の気候で、四季の変化に富み、年平均気温は 10℃前後で比較的しのぎやすく、年間降水量は約 1,200 mm、本格的な冬は 11 月下旬からで平均積雪量は 113 cm内外、最深積雪量は 174 cm位です。

総面積 41.88 km²のほとんどが平坦地で、西は岩木川、東は十川の間にある、その土質は岩木川水系による沖積世の堆積物がかなり厚く発達しており、土壌は褐色低地土壌、灰色低地土壌、グライ土壌が分布し、水田・りんご園として利用され、生産力の高い土壌を有し、豊かな平地を形成しています。

(出典) 板柳町過疎地域持続的発展計画より



(出典) 板柳町ホームページより

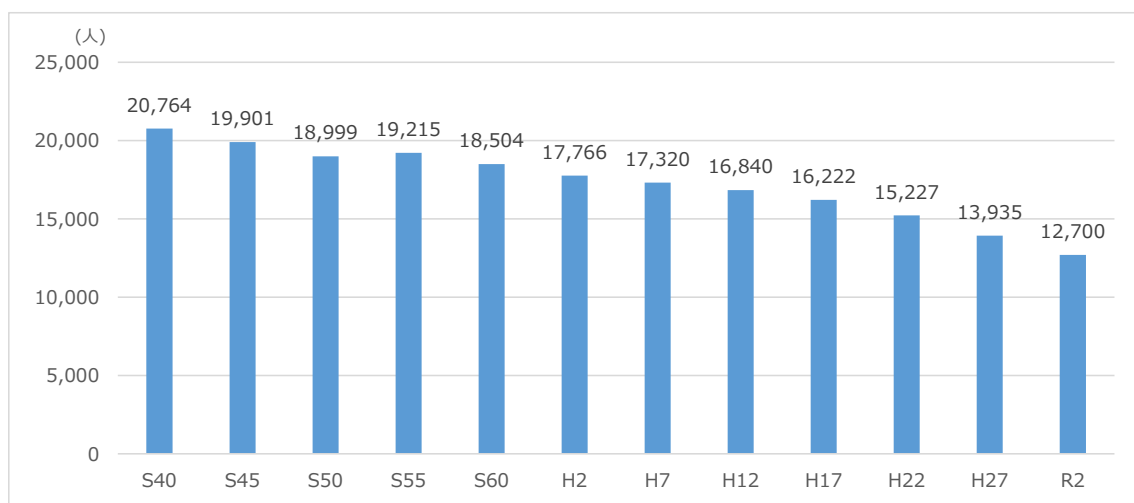
2. 人口動向

(1) 人口の推移

当町の人口は減少傾向にあり、昭和40年（1965年）には20,764人であったのが、令和2年（2020年）には12,700人へと減少しています。特に近年では、平成17年（2005年）から15年間で3,522人減少し、約22%の減少となりました。

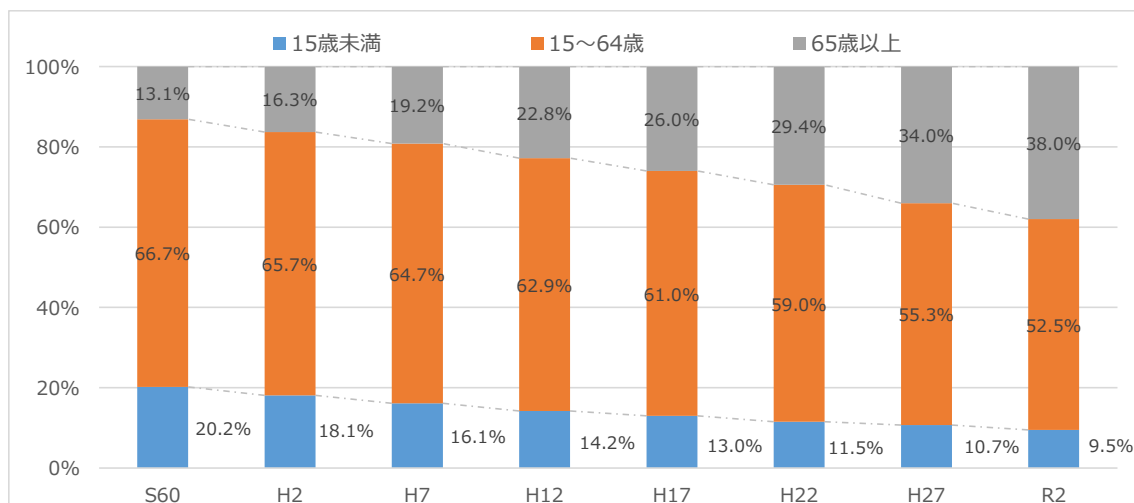
年齢区分ごとにみると、65歳以上の人口の総人口に占める割合が増加しており、令和2年（2020年）では38.0%となっています。

■人口推移



（出典）「国勢調査」（昭和40年から令和2年）

■年齢区分ごとの割合推移



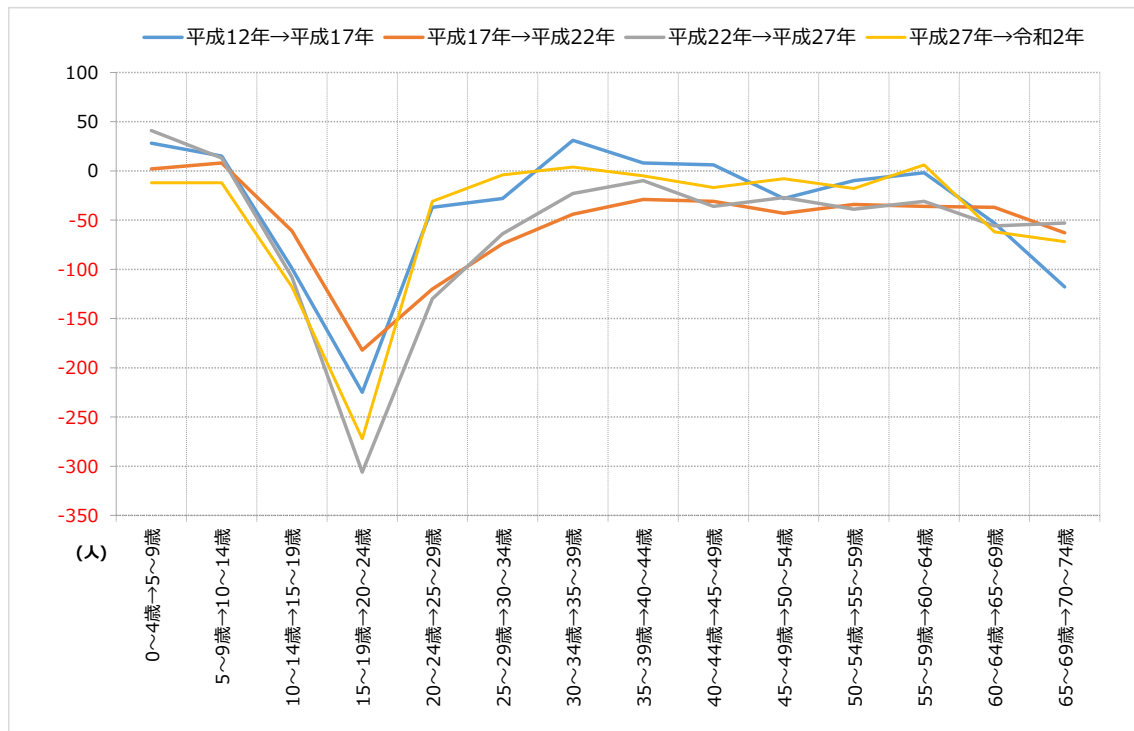
（出典）「国勢調査」（昭和60年から令和2年）

年代ごとの社会移動の傾向をみるために、国勢調査を用いて年齢階層別人口移動の分析を行いました。年齢階層別人口移動の分析とは、5年前の5歳下の人口を差し引くことによって、その5年間に何歳世代の人口がどの程度増減したかをみる手法です。70歳未満では自然減（死亡）は人口比でさほど多くないため、事実上社会移動を表していると言えます。

年齢階層別人口移動の分析をみると、どの期間の移動数を見ても、「10～14歳→15～19歳」、「15～19歳→20～24歳」の年齢層で大幅な転出超過となっています。これは、大学等への進学や、高校や大学卒業後の就職による転出の影響によるものと考えられます。

上記年代以降に当町への転入が認められないことから、若者世代が社会的移動で転出しリターンして来ない事が人口減少の要因になっていることがわかります。

■ 年齢階層別人口移動の分析



(出典)「国勢調査」(平成12年から令和2年)

(2) 将来の人口推計

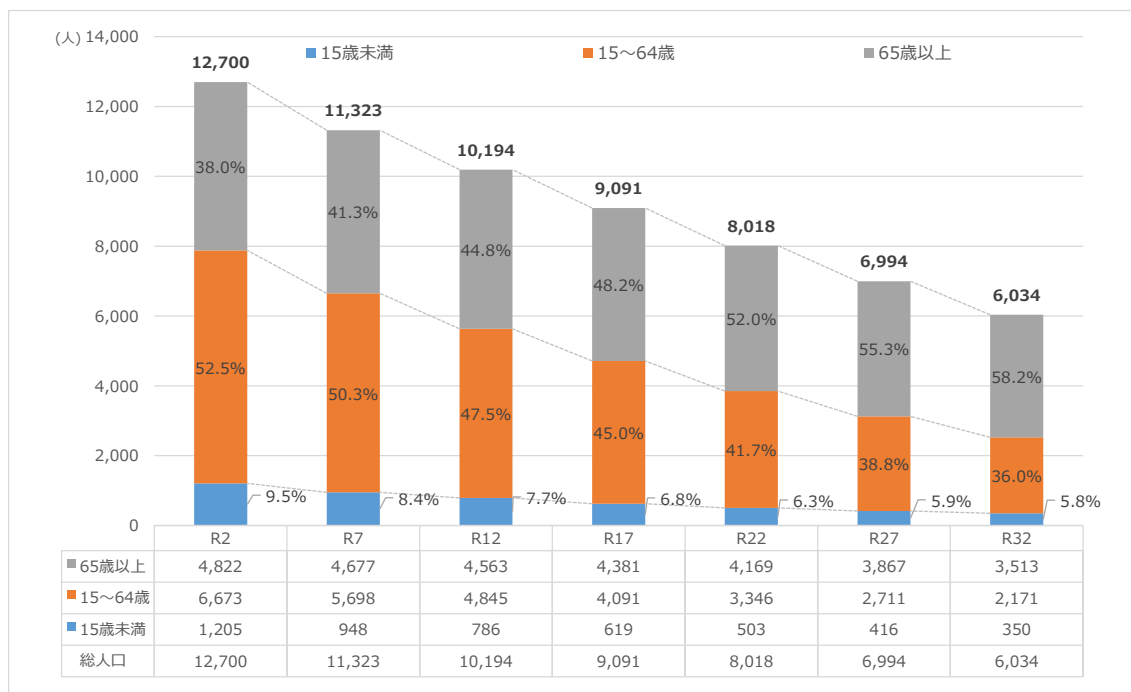
国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、令和32年（2050年）の人口は6,034人となると推計しています。年率換算に直すと、30年で6,666人減少しますので、毎年約1.7%ずつ人口が減少し、30年で令和2年（2020年）の約48%になることになります。

年齢構成別にみると、65歳以上の人口が総人口に占める割合は、令和2年（2020年）では38.0%を占めていますが、令和32年（2050年）には58.2%となり、当町の総人口の約6割が65歳以上となると推計しています。

また、財政負担の中心的な役割を果たす15～64歳の人口が総人口に占める割合は、令和2年（2020年）の52.5%から令和32年（2050年）には36.0%となるものと推計しています。

なお、当町が令和7年3月に策定した「板柳町人口ビジョン（2025年改訂版）」では、令和32年（2050年）には6,689人になると予測、令和47年（2065年）の目指すべき人口は4,919人としています。これらの推計が効果をあげられるよう、施策の取捨選択と集中、効果と効率の高い行政サービスを提供する、早期の総合戦略の実施が求められます。

■ 将来人口の推計



(出典)「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所) 令和5年推計

令和2年は「国勢調査」実績値

3. 財政状況

(1) 歳入

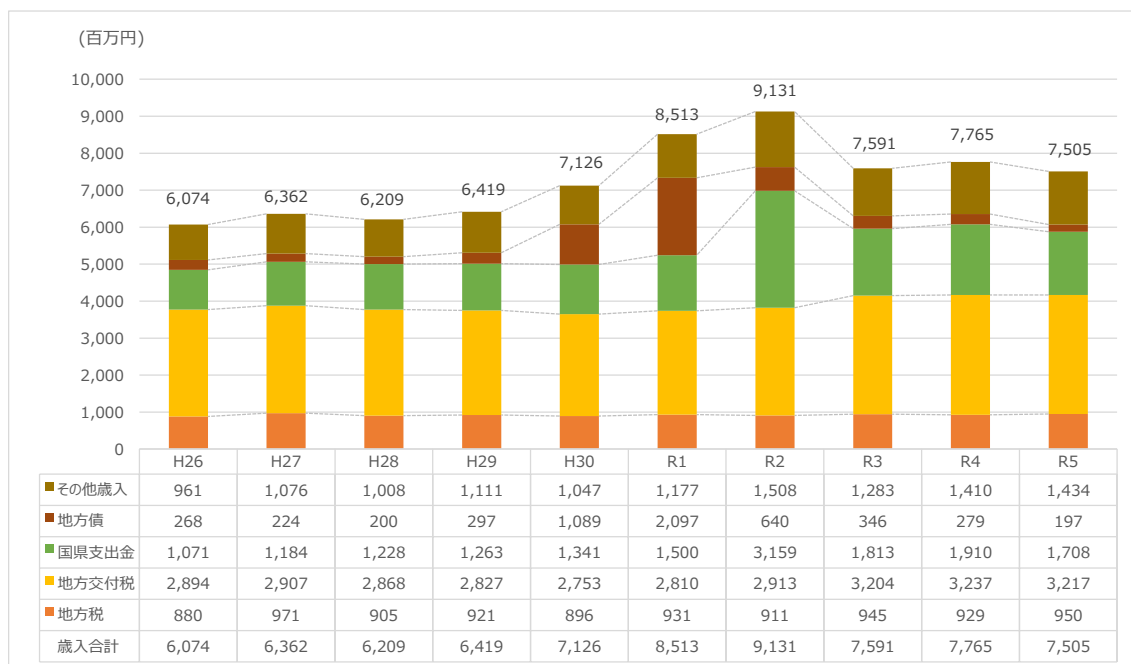
当町の歳入は、令和5年度（2023年度）で約75.1億円となっており、そのうち地方交付税が約32.2億円で約42.8%を占めています。地方交付税に対する依存度が高く、国の施策による影響を大きく受けやすい状況です。

地方税については、この10年間は9億円前後と同水準で推移しております。

地方債については平成29年度（2017年度）までは横ばいが続いておりましたが、平成30年度（2018年度）に約10.9億円、令和元年度（2019年度）に約21.0億円、令和2年度（2020年度）に6.4億円とそれまでより大きくなっていますが、その後は、減少傾向となって令和5年度（2023年度）に約2.0億円と少なくなっています。

国県支出金については、令和2年度（2020年度）の国庫支出金の内、特別定額給付金給付事業費・事務費補助金が約13.4億円あるため大きくなっています。

■ 普通会計歳入の推移



（出典）「地方財政状況調査表」より作成

(2) 歳出

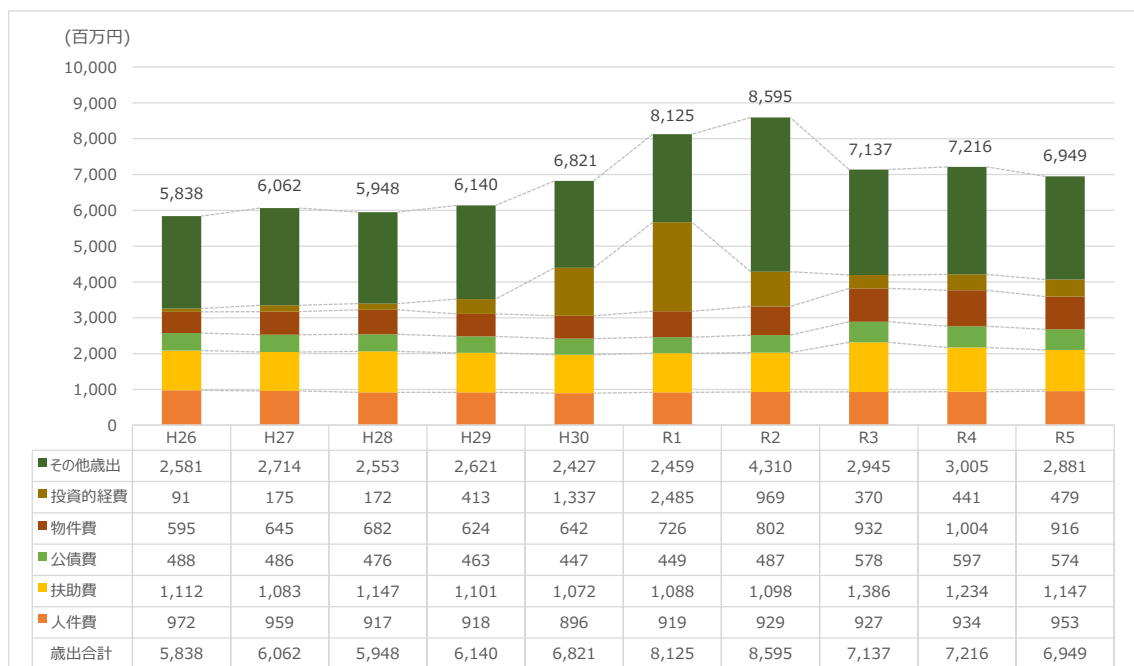
当町の歳出は、令和5年度（2023年度）で約69.5億円となっています。義務的経費とされる人件費、扶助費、公債費について、人件費は定員適正化計画の実施により減少から横ばい、扶助費は令和3年度（2021年度）に増加しましたが、その後減少傾向に、公債費は令和3年度（2021年度）に増加しましたが、その後横ばい傾向にあります。

投資的経費は、令和元年度（2019年度）の約24.9億円をピークに減少傾向で、令和3年度（2021年度）からは横ばい傾向にあります。

近年の延床面積が増加した投資的経費の内容は以下の通りです。平成30年度（2018年度）には、ふるさとセンター加工場、令和元年度（2019年度）には、板柳中学校、青柳館浴場改築、令和2年度（2020年度）には、消防庁舎の公共建築物が増加しました。

令和2年度（2020年度）のその他歳出には補助費等（一部事務組合以外）が約25.8億円含まれているため大きくなっています。

■ 普通会計歳出の推移



（出典）「地方財政状況調査表」より作成

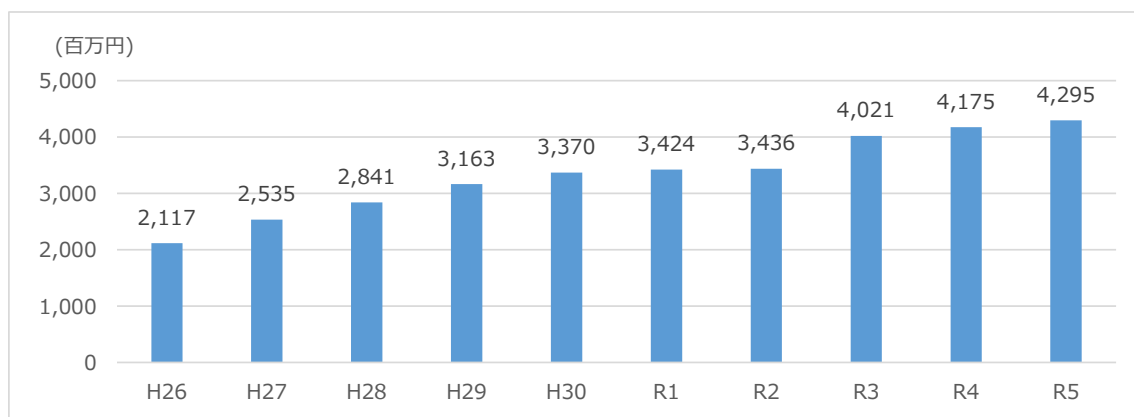
(3) 基金

当町では、大規模な財政支出や急激な税収の落ち込み等の将来のリスクへの備えとして、財政調整基金を毎年度生じた決算剰余金等により積み立ててきました。

財政調整基金を含めたすべての基金の残高は、令和5年度（2023年度）で約43.0億円となっています。基金の残高は、平成29年度（2017年度）までは増加傾向にありましたが、平成30年度（2018年度）からは横ばい、令和3年度（2021年度）からは増加傾向にあります。

今後の財政運営の財源として効果的に使用していく必要があります。

■ 基金の推移



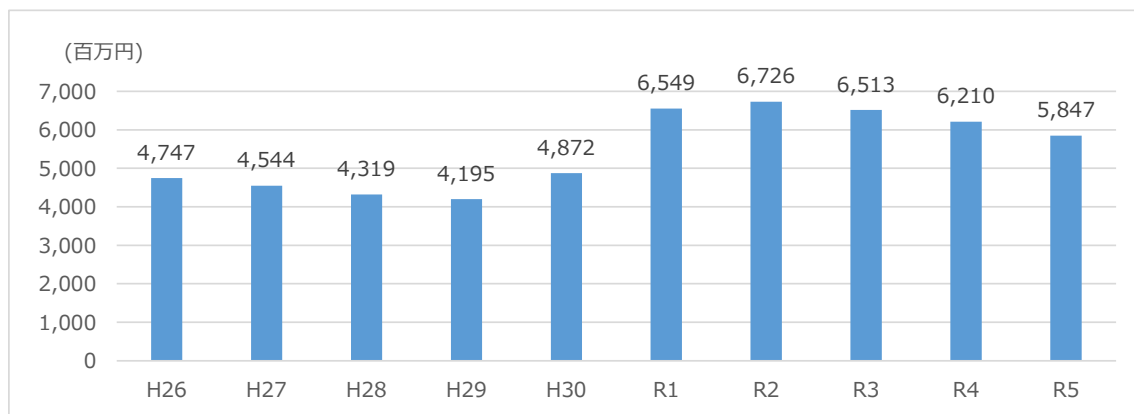
(出典)「地方財政状況調査表」より作成

(4) 地方債

地方債の残高は、平成29年度（2017年度）までは減少傾向でしたが、平成30年度（2018年度）より増加傾向になりました。その後令和3年度（2021年度）より減少傾向となり、令和5年度（2023年度）では、約58.5億円となっています。

今後は償還を優先し新規借入を抑制することで地方債残高を逡減させ、長期的な視野で将来における公債費負担を減らす取り組みが必要となります。

■ 地方債の推移



(出典)「地方財政状況調査表」より作成

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 対象施設

本計画では、当町が保有するすべての公共施設等を対象とします。公共施設等とは、庁舎、学校教育系施設、公営住宅等の「公共建築物」と、道路、橋りょう、上下水道等といった「インフラ施設」で、令和5年度（2023年度）末時点で当町が保有する全ての施設とします。

当町の保有する公共施設等を用途別に分類したものを示します。

■公共施設等の分類

令和6年3月末時点

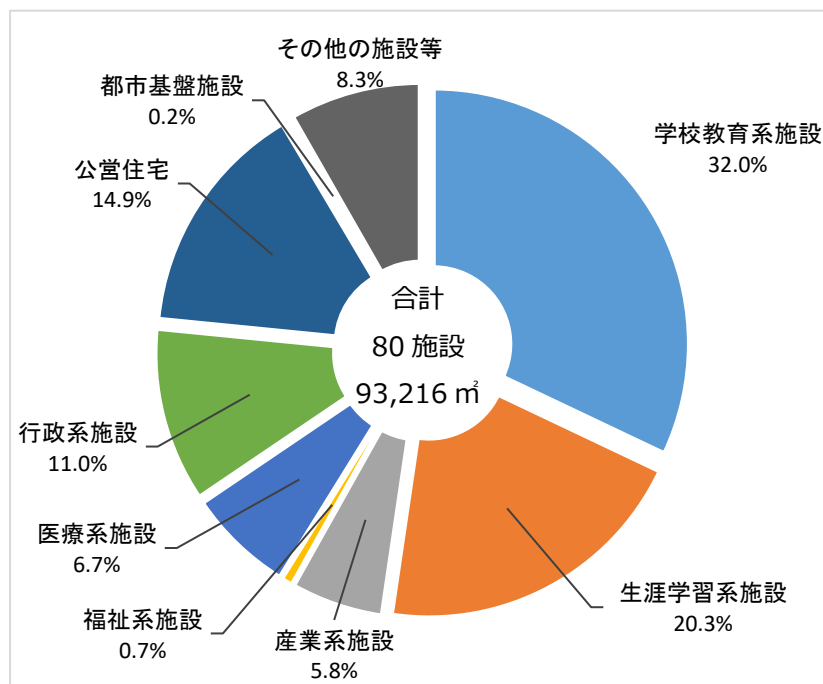
類型	分類		対象施設	施設数	延床面積 (㎡)
	大分類	小分類			
公共建築物	学校教育系施設	小中学校	小学校4か所、板柳中学校	5	29,870.64
	生涯学習系施設	町民文化系施設	公民館、図書館・工芸室、多目的ホールあぶる、旧板柳高校	4	16,870.32
		社会教育系施設	郷土資料館	1	937.22
		スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、柔道場、用具庫、町民プール	4	1,100.05
	産業系施設	産業系施設	ふるさとセンター、ふるさとセンター（本館、直売所、青柳館）等	8	5,415.30
	福祉系施設	保健・福祉施設	いきいきセンター（老人憩いの家）	1	650.14
	医療系施設	医療施設	板柳中央病院	1	6,251.39
		庁舎等	板柳町役場庁舎	1	3,463.38
	行政系施設	その他行政系施設	福祉センター、消防団屯所、一般廃棄物最終処分場、斎場 等	34	6,813.98
	公営住宅	公営住宅	いたや北団地、広栄団地、双葉団地 等	5	13,898.97
	都市基盤施設	公園	アップルモール（四阿、トイレ）、船岡公園便所 等	6	229.07
	その他の施設等	その他の施設等	旧沿川第一小学校、旧沿川第二小学校、消防庁舎 等	10	7,715.79
合 計				80	93,216.25

2. 公共建築物

(1) 公共建築物の延床面積の内訳

分類ごとの総延床面積に占める割合順でみると、学校教育系施設の割合が32.0%と最も大きくなっており、次いで生涯学習系施設が20.3%、公営住宅の割合が14.9%、行政系施設の割合が11.0%、となっています。

■ 公共建築物の延床面積の内訳



(出典) 公会計の固定資産台帳より作成

(2) 公共建築物の延床面積の推移

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の延床面積の増減については以下の通りです。

増加は、旧沿川東保育所の贈与での取得、板柳町消防団屯所の新築（令和2年度建築でしたが令和3年度に固定資産台帳に追加分）、旧板柳高等学校の無償譲渡での取得などです。

減少は、双葉団地13号棟の解体したことなどです。

本計画の令和4年3月改訂時より3年間で公共建築物は12,027.21㎡の増加となりました。

なお、平成27年度と令和2年度の数値には、令和4年3月改訂時の数値にはありませんでした公営企業会計も含まれておりますので、令和4年3月改訂時の数値とは一致しません。

■ 公共建築物の延床面積の推移

類型	大分類	平成27年度		令和2年度		令和5年度	
		施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)
公共建築物	学校教育系施設	5	31,002.00	5	29,870.64	5	29,870.64
	生涯学習系施設	7	6,981.99	8	6,981.99	9	18,907.59
	産業系施設	6	5,232.88	8	5,415.30	8	5,415.30
	福祉系施設	1	650.14	1	650.14	1	650.14
	医療系施設	1	6,251.39	1	6,251.39	1	6,251.39
	行政系施設	22	11,030.08	35	10,277.36	35	10,277.36
	公営住宅	5	14,123.72	5	14,123.72	5	13,898.97
	都市基盤施設	6	229.07	6	229.07	6	229.07
	その他の施設等	7	5,919.83	9	7,389.43	10	7,715.79
	合 計	60	81,421.10	78	81,189.04	80	93,216.25

（出典）公会計の固定資産台帳より作成

(3) 公共建築物の一覧

分類	施設名	延床面積(m ²)	備考
学校教育系施設			
小中学校			
	小阿弥小学校	5,403.00	
	東小学校	4,314.00	
	南小学校	6,316.00	
	北小学校	6,458.00	
	板柳中学校	7,379.64	R1建設
生涯学習系施設			
町民文化系施設			
	公民館	1,931.48	
	図書館、工芸室	280.54	
	多目的ホールあぶる	2,732.70	
	旧板柳高校	11,925.60	R5無償譲渡
社会教育系施設			
	郷土資料館	937.22	
スポーツ・レクリエーション系施設			
	体育館	811.53	
	柔道場	91.09	
	用具庫	115.11	
	町民プール	82.32	
産業系施設			
	ふるさとセンター（作業棟、温室果樹用ハウス等）	1,576.01	
	ふるさとセンター 本館	856.05	
	ふるさとセンター 直売所（とれたて市）	202.20	
	ふるさとセンター 工芸館	931.61	
	ふるさとセンター ファミリーコテージ6棟	377.58	
	ふるさとセンター 総合案内所	110.96	
	ふるさとセンター 青柳館	1,021.78	
	ふるさとセンター りんご加工開発館	339.11	
福祉系施設			
保健・福祉施設			
	いきいきセンター（老人憩いの家）	650.14	
行政系施設			
庁舎等			
	板柳町役場庁舎	3,463.38	
その他行政系施設			
	三千石屯所（1分団）	93.55	
	赤田屯所（2分団）	90.54	
	掛落林屯所（3分団）	88.55	
	小幡屯所（3分団）	10.20	
	飯田屯所（4分団）	84.46	
	横沢屯所（5分団）	91.08	
	深味屯所（6分団）	91.36	
	大俵屯所（7分団）	91.72	
	旧高増屯所（8分団）	93.52	
	高増屯所（8分団）	86.12	

分類	施設名	延床面積(m)	備考
	五幾形屯所（9分団）	90.54	
	狐森屯所（10分団）	92.40	
	柏木屯所（11分団）	90.54	
	館野越屯所（12分団）	86.12	
	上常屯所（13分団）	92.28	
	范子屯所（13分団）	10.00	
	下常屯所（14分団）	86.12	
	沖屯所（15分団）	10.00	
	夕顔関屯所（15分団）	79.20	
	五林平屯所（16分団）	90.52	
	板柳町消防団屯所	129.41	R2建設
	一般廃棄物最終処分場	336.50	
	汚物炉焼却炉（板柳町斎場内）	9.26	
	ごみ収集所管理棟(地域整備課資材置き場)	6.48	
	ごみ収集車車庫(地域整備課車庫)	149.00	
	資源ごみ集積場倉庫	54.00	
	除雪センター	536.00	
	冬季ごみ集積場管理棟(横沢)	82.64	
	板柳町斎場	681.22	
	消防署車庫（物置）	49.68	
	7分団ポンプ車庫	9.74	
	職員住宅（表町）	63.18	
	町営墓地（東屋、管理棟）	97.72	
	福祉センター	3,060.33	
公営住宅			
	いたや北団地	839.27	
	広栄団地	9,764.90	
	双葉団地	3,025.86	
	広栄団地集会所	149.88	
	双葉町集会所	119.06	
都市基盤施設			
公園			
	横沢農村公園便所	9.93	
	掛落林農村公園便所	10.89	
	高増農村公園（物置、東屋、便所）	67.50	
	桜づつみ公園（便所、物置）	52.99	
	船岡公園 便所	4.96	
	中央アップルモール（四阿、トイレ）	82.80	
その他の施設等			
	旧治川第一小学校	1,806.00	
	旧横沢駐在所	73.69	
	旧商工会館	387.74	
	旧畑岡小学校	1,103.10	
	旧板柳第二小学校校舎	741.97	
	旧治川第二小学校	1,402.21	
	旧治川第一保育所	337.12	
	旧治川東保育所	326.36	R3贈与
	旧弘前地区消防事務組合板柳消防署	882.13	
	消防庁舎	655.47	R2建設

分類	施設名	延床面積(m)	備考
下水道			
水処理施設			
	飯田・林崎地区水処理センター	330.30	
	板柳東部地区水処理センター	666.08	
	板柳中央地区水処理センター	708.01	

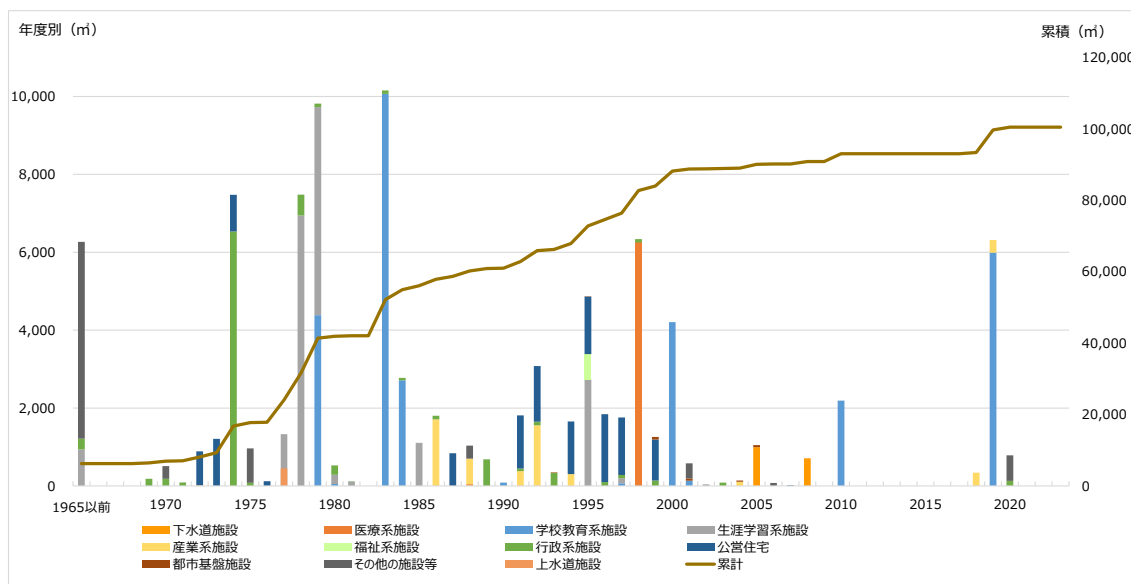
分類	施設名	延床面積(m)	備考
企業会計施設			
医療系施設			
	板柳中央病院	6,251.39	
上水道施設			
	水道施設	5,580.30	

(4) 築年別整備状況

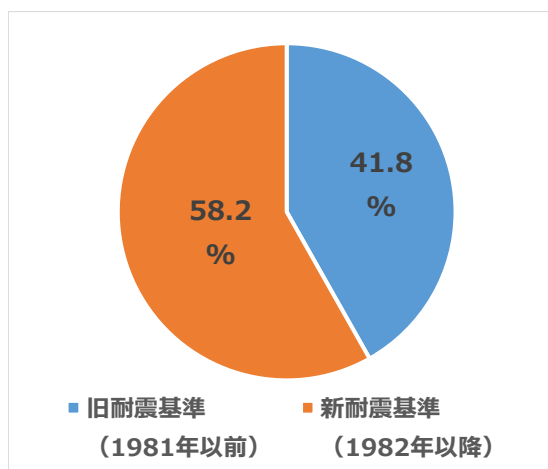
公共建築物の建築年度別の面積をみると、1970年代から1990年代にかけて多くの建築物が建設されたことがわかります。築30年を超える施設は一般的に大規模改修が必要と言われており、老朽化が懸念されますが、当町では築30年を超える公共建築物は、全体の67.6%を占めています。

また、昭和56年（1981年）の新耐震化基準以前に建築された公共建築物は、全体の41.8%を占めています。

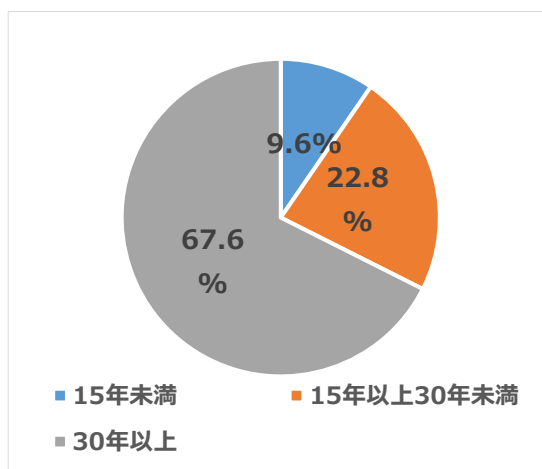
■ 築年数別延床面積の状況



■ 耐震基準 構成比（延床面積）



■ 経過年数 構成比（延床面積）



（出典）公会計の固定資産台帳より作成

(5)有形固定資産減価償却率

建築物の有形固定資産減価償却率は一般に、「減価償却累計額÷取得価額」であらわれ、耐用年数に対してどの程度減価償却が進行しているかを把握することができます。有形固定資産減価償却率の平均的な値は35%～50%程度といわれています。

当町の場合、上記より老朽化が進んでおり、令和5年度（2023年度）末時点で、全体平均67.8%となっています。

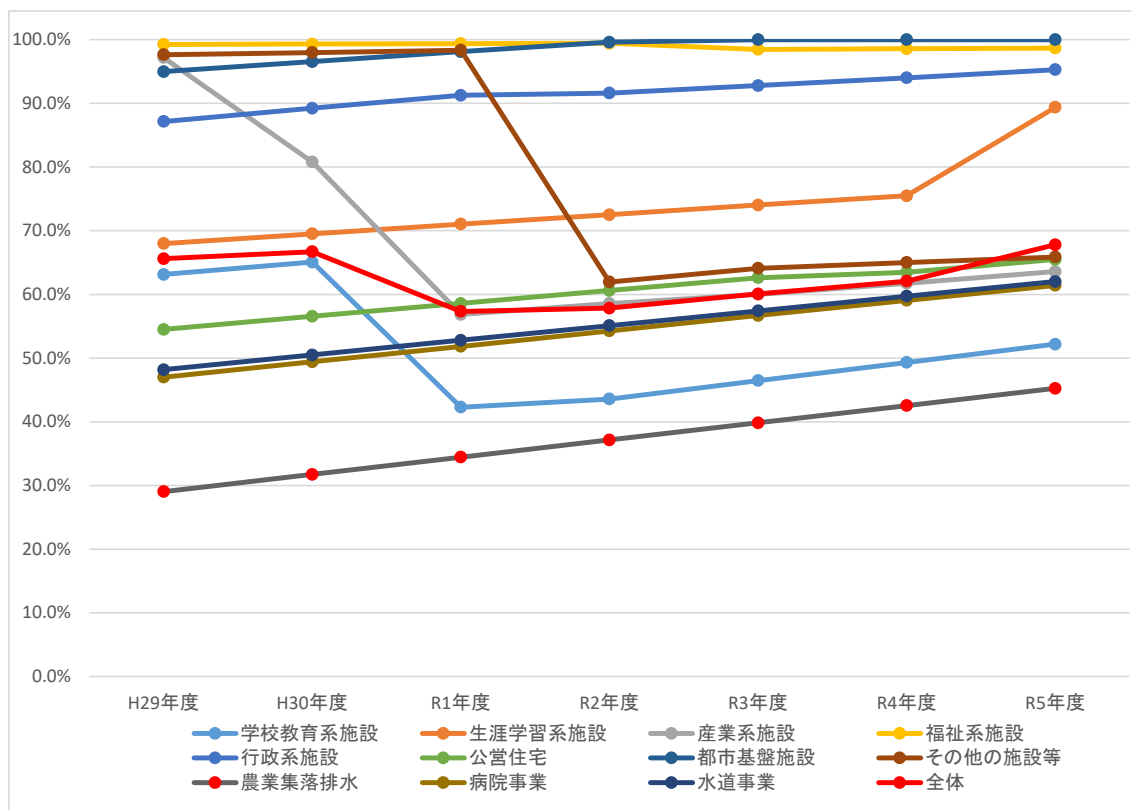
こうした現状から、公共建築物の更新のみならず、延床面積の縮減や、延命措置の実施又は取壊しによる公共建築物の最適な配置の実現が今後の大きな課題となっています。

■有形固定資産減価償却率

大分類	有形固定資産減価償却率						
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
学校教育系施設	63.1%	65.1%	42.3%	43.6%	46.5%	49.3%	52.2%
生涯学習系施設	68.0%	69.5%	71.0%	72.5%	74.0%	75.5%	89.4%
産業系施設	97.2%	80.8%	56.8%	58.6%	60.0%	61.8%	63.6%
福祉系施設	99.3%	99.3%	99.4%	99.4%	98.5%	98.6%	98.7%
行政系施設	87.2%	89.2%	91.3%	91.6%	92.8%	94.0%	95.3%
公営住宅	54.5%	56.6%	58.6%	60.6%	62.6%	63.5%	65.5%
都市基盤施設	95.0%	96.6%	98.1%	99.6%	100.0%	100.0%	100.0%
その他の施設等	97.7%	98.0%	98.4%	61.9%	64.1%	65.0%	65.9%
農業集落排水	29.0%	31.7%	34.4%	37.1%	39.8%	42.5%	45.2%
病院事業	47.0%	49.4%	51.8%	54.3%	56.7%	59.1%	61.4%
水道事業	48.2%	50.5%	52.8%	55.1%	57.4%	59.7%	62.0%
全体	65.6%	66.7%	57.3%	57.8%	60.1%	62.1%	67.8%

（出典）公会計の固定資産台帳より作成

■有形固定資産減価償却率（推移図）



（出典）公会計の固定資産台帳より作成

学校教育系施設が令和元年度（2019年度）に42.3%になったのは、板柳中学校が完成したためです。

生涯学習系施設が令和5年度（2023年度）に89.4%になったのは、旧板柳高等学校が無償譲渡されたためです。

産業系施設が平成30年度（2018年度）に80.8%になったのは、ふるさとセンター加工場が完成し、令和元年度（2019年度）に56.8%になったのは、ふるさとセンター青柳館浴場改築工事があったためです。

その他の施設等が令和2年度（2020年度）に61.9%になったのは、消防庁舎の新築があったためです。

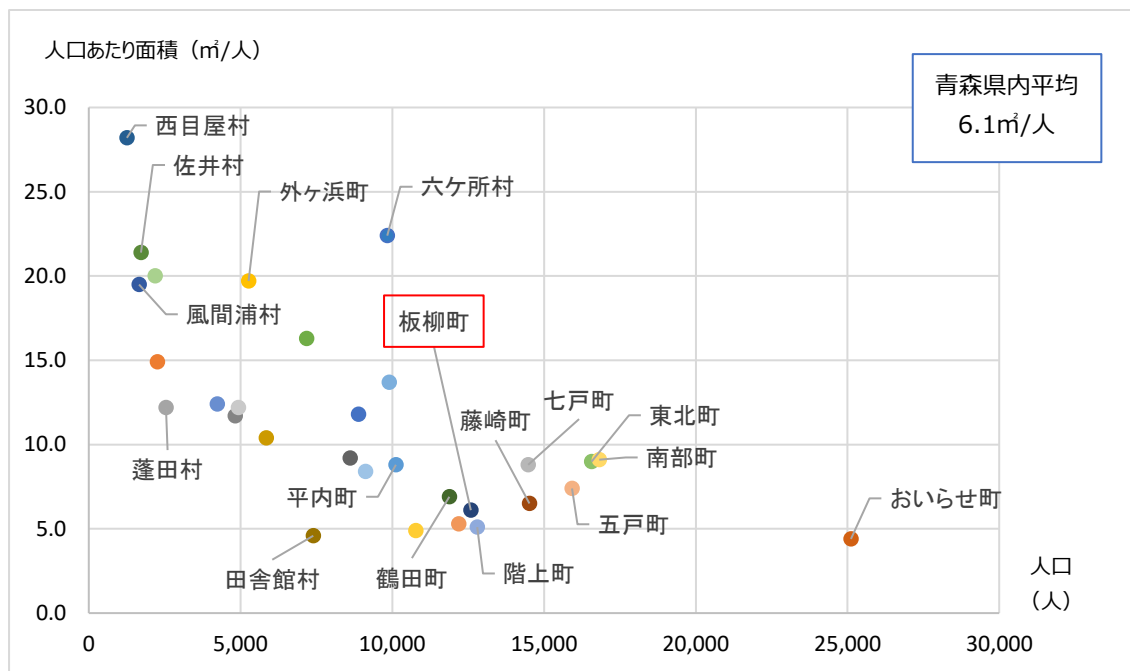
(6) 人口一人あたりの公共建築物延床面積

当町の住民一人あたりの公共建築物延床面積は6.1㎡/人となっています。住民一人あたりの公共建築物延床面積とは、「公共建築物延床面積÷人口」であらわれ、同じ青森県内の町村と比較をしたものが下記の図で、全体的に人口が少ない町村では一人あたりの面積が大きく、人口が多い町村では一人あたりの面積が少なくなっていることがわかります。

青森市等の市を含む県内平均は、6.1㎡/人となっており、当町は6.1㎡/人ですから同等となっています。

当町と同Ⅲ－0類型の他町村（平内町、藤崎町、鶴田町、七戸町）と比較すると、当町の住民一人あたりの公共建築物延床面積は同程度と認められます。

■ 青森県内の町村別人口一人あたりの公共建築物延床面積



(出典)

- ・公共建築物の延床面積は、「公共施設状況調経年比較表」（総務省）より令和4年度（2022年度）末の数値
- ・町村の人口は、住民基本台帳人口（青森県）より令和5年4月1日現在の数値

(7)維持管理・更新等に係る経費

施設分類別の維持管理・更新等に係る経費の年合計額をみると、令和3年度（2021年度）は約1.8億円、令和4年度（2022年度）は約3.1億円、令和5年度（2023年度）は約2.2億円要していることがわかります。

■施設分類別の維持管理・更新等に係る経費

・令和3年度（2021年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
学校教育系施設	27,068	319	0	27,387
生涯学習系施設	19,654	0	0	19,654
産業系施設	23,213	537	8,118	31,867
福祉系施設	6,994	1,111	0	8,105
行政系施設	24,349	2,409	1,760	28,518
公営住宅	4,843	0	0	4,843
都市基盤施設	3,816	0	0	3,816
その他の施設等	273	0	0	273
医療系施設	21,774	0	37,255	59,029
合計	131,983	4,376	47,133	183,492

更新等の経費について、産業系施設はふるさとセンターで、行政系施設は一般廃棄物最終処分場、医療系施設は板柳中央病院のためです。

・令和4年度（2022年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
学校教育系施設	32,237	6,996	0	39,233
生涯学習系施設	28,631	1,870	0	30,501
産業系施設	21,149	2,090	0	23,239
福祉系施設	3,775	0	0	3,775
行政系施設	21,859	1,980	0	23,839
公営住宅	6,294	33,847	0	40,141
都市基盤施設	2,527	0	0	2,527
その他の施設等	660	0	0	660
医療系施設	21,412	126,152	0	147,564
合計	138,544	172,935	0	311,479

更新等の経費はありませんでした。

・令和5年度（2023年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
学校教育系施設	26,465	1,012	968	28,445
生涯学習系施設	31,793	0	0	31,793
産業系施設	29,469	0	0	29,469
福祉系施設	4,949	0	0	4,949
行政系施設	27,134	1,034	0	28,168
公営住宅	4,895	36,872	5,984	47,751
都市基盤施設	2,762		0	2,762
その他の施設等	4,586	0	0	4,586
医療系施設	26,316	2,850	13,000	42,166
合計	158,370	41,768	19,952	220,090

更新等の経費について、学校教育系施設は南小学校で、公営住宅は双葉団地（解体）、医療系施設は板柳中央病院のためです。

（出典）歳入歳出決算書より作成

※ 維持管理・修繕

施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※ 改修

公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※ 更新等

老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。施設の完成年度では無く歳出の年度に計上。

3. インフラ施設

(1) インフラ施設の状況

インフラ施設の現在の状況は下記のようになっています。

令和5年度末（2023年度末）において、道路は実延長約194km、面積は1,031,935.76㎡、橋りょうは実延長約599m、面積は3,615.99㎡となっています。

下水道施設は水処理施設が3か所で合計面積は、1,704.39㎡、管渠の実延長が約107kmとなっています。

上水道施設は水処理施設が合計面積5,580.3㎡、管渠の実延長が約128kmとなっています。

■ インフラ施設の状況

令和6年3月末

分類		数量等	
道路		実延長(m)	面積(㎡)
		町道	194,331.80 1,031,935.76
橋りょう		実延長(m)	面積(㎡)
		599.43	3,615.99
下水道施設		面積(㎡)	
	水処理施設	飯田・林崎地区水処理センター	330.30
		板柳東部地区水処理センター	666.08
		板柳中央地区水処理センター	708.01
		計	1,704.39
	管渠	実延長(m)	
		農業集落排水	44,031.91
		公共下水道	62,783.74
		計	106,815.65
上水道施設		面積(㎡)	
水処理施設	管理室（旧水道課）	148.50	
	ポンプ室4号井用（旧水道課）	4,920.00	
	管理棟	477.00	
	車庫	34.80	
	計	5,580.30	
管渠	実延長(m)		
	127,856.00		

(2) 維持管理・更新等に係る経費

施設分類別の維持管理・更新等に係る経費の年合計額をみると、令和3年度（2021年度）は約6.2億円、令和4年度（2022年度）は約6.4億円、令和5年度（2023年度）は約7.2億円要していることがわかります。

■ 施設分類別の維持管理・更新等に係る経費

・令和3年度（2021年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
道路	104,964	14,580	0	119,544
橋りょう	0	0	0	0
水処理施設	16,677	0	0	16,677
水処理施設（管渠）	6,419	0	0	6,419
上水道施設	1,335	0	0	1,335
上水道施設（管渠）	1,706	0	109,846	111,552
下水道施設（管渠）	18,695	0	344,531	363,226
合計	149,796	14,580	454,377	618,754

・令和4年度（2022年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
道路	60,396	264	0	60,660
橋りょう	0	0	0	0
水処理施設	9,142	0	0	9,142
水処理施設（管渠）	8,068	0	0	8,068
上水道施設	416	0	0	416
上水道施設（管渠）	3,727	0	160,930	164,657
下水道施設（管渠）	15,023	0	379,940	394,963
合計	96,771	264	540,870	637,905

・令和5年度（2023年度）

単位：千円

大分類	維持管理・更新等に係る経費			合計
	維持管理・修繕	改修	更新等	
道路	75,493	5,863	0	81,356
橋りょう	42,724	0	0	42,724
水処理施設	29,144	0	0	29,144
水処理施設（管渠）	7,233	0	0	7,233
上水道施設	1,179	0	0	1,179
上水道施設（管渠）	3,322	0	175,032	178,354
下水道施設（管渠）	11,401	0	365,255	376,656
合計	170,496	5,863	540,287	716,646

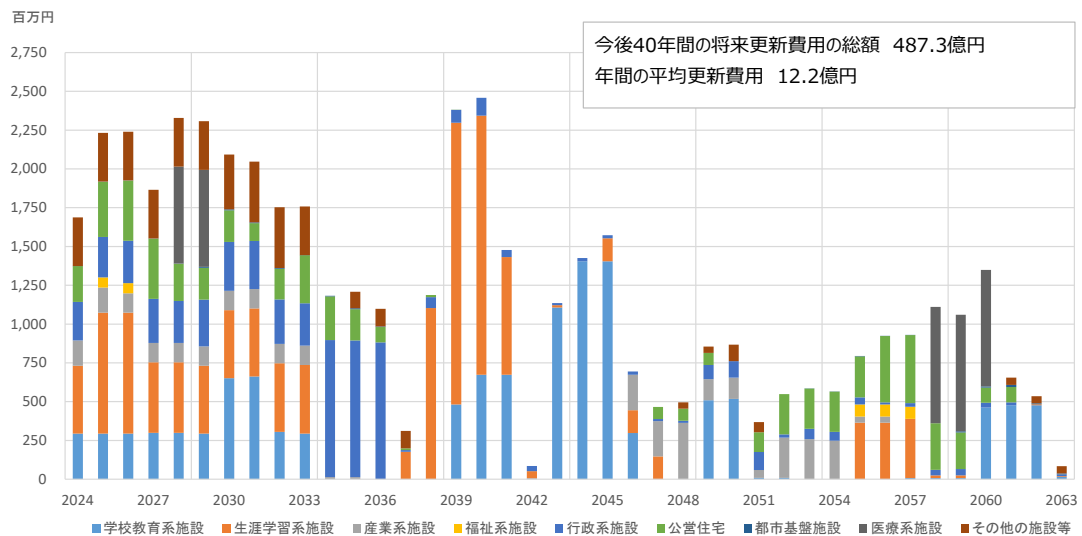
（出典）歳入歳出決算書より作成

4. 将来における更新費用の推計

(1) 公共建築物の更新費用

今後40年間、現在保有する公共建築物をすべて保有し続けた場合の更新費用総額を試算したところ、約487.3億円、年平均で約12.2億円が必要となります。更新費用は年度ごとにばらつきがあり、直近の20年間でみると、更新費用は約328.4億円、年平均で約16.4億円となり更新費用の多くが今後20年間のうちに発生することがわかります。

■ 公共建築物の更新費用（維持管理・修繕に係る経費は含まず）



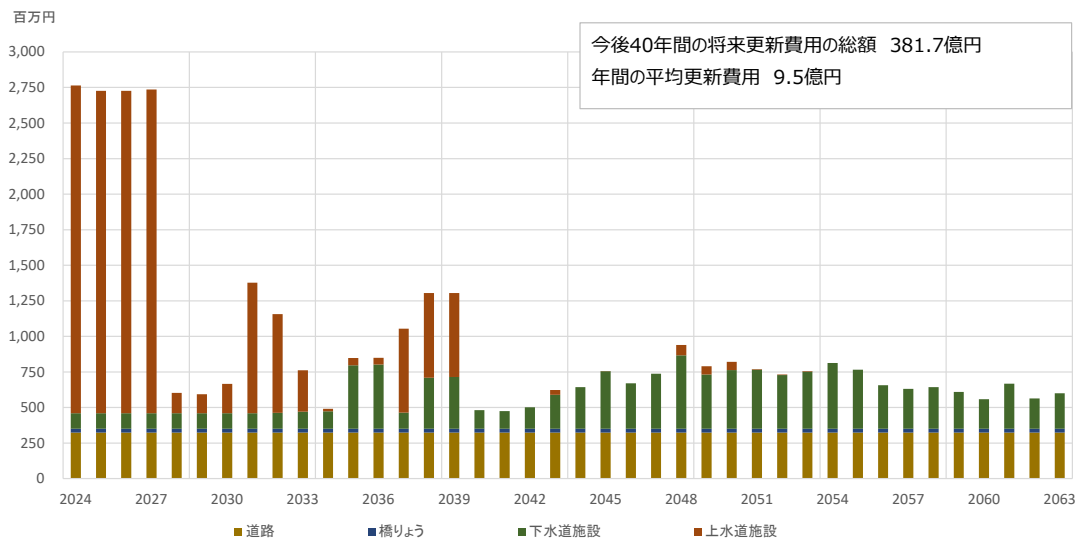
<試算条件>

- ・更新費用試算の期間：令和6年度（2024年度）から令和45年度（2063年度）
- ・総務省「更新費用試算ソフト」の更新単価及び改修単価を用いて試算しました。
- ・上記は用途や構造に関係なく更新（建替え）は60年、改修は30年で実施、単価は「大分類」ごとに設定されたものを用いる方法です。
- ・板柳町学校施設個別施設計画で修繕費用や改修費用を明示しているものは、その金額を用いました。
- ・令和5年度（2023年度）で、既に耐用年数が経過しているものは、令和6年度（2024年度）からの10年間で均等に建替えを行うと仮定しております。

(2) インフラ施設の更新費用

今後40年間、現在保有するインフラ施設のすべてを耐用年数まで使用し、同規模で更新していくと仮定した場合の更新費用総額を試算したところ、約381.7億円、年平均で約9.5億円が必要となります。

■ インフラ施設の更新費用（維持管理・修繕に係る経費は含まず）



<試算条件>

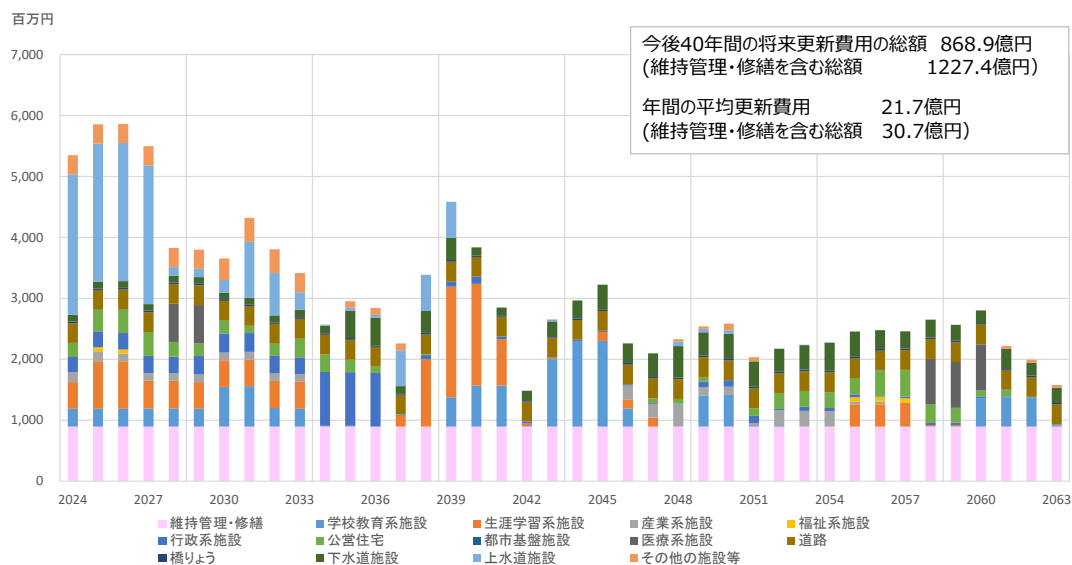
- ・更新費用試算の期間：令和6年度（2024年度）から令和45年度（2063年度）
- ・下水道施設は総務省「更新費用試算ソフト」の更新単価及び改修単価を用いて試算しました。
- ・上記は用途や構造に関係なく更新（建替え）は60年、改修は30年で実施、単価は「大分類」ごとに設定されたものを用いる方法です。
- ・道路、橋りょう、管渠は下記条件で試算しました。

分類	試算条件（公共施設更新費用試算ソフトより）	更新単価
道路	総面積による算定（耐用年数15年）	4,700円/㎡
橋りょう	総面積による算定（耐用年数60年）	448千円/㎡
管渠	総延長による算定（耐用年数50年）	124千円/m

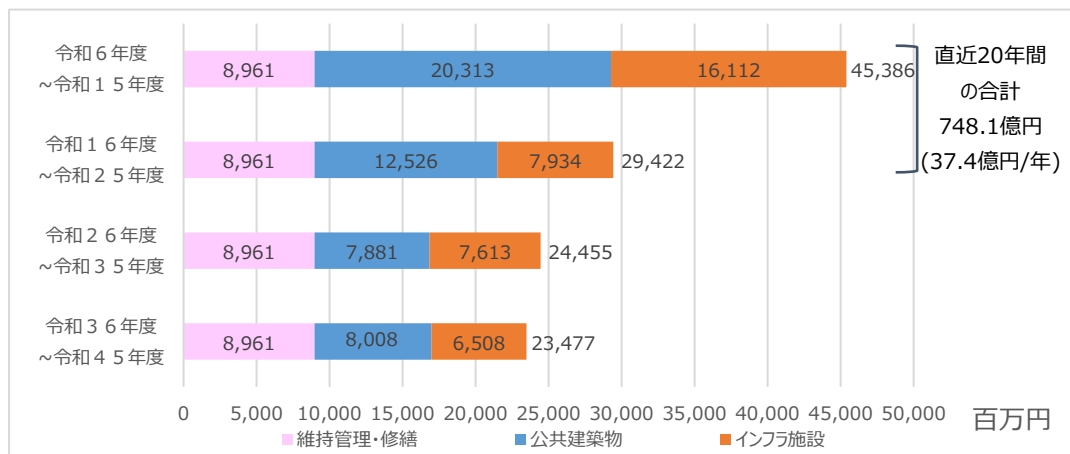
(3) 全体の更新費用

今後40年間の公共建築物とインフラ施設の更新費用総額は約868.9億円となります。これに、維持管理・修繕に係る経費を含めると、約1227.4億円、年平均で約30.7億円となります。直近の20年間でみると、維持管理・修繕に係る経費を含めた更新費用が約748.1億円、年平均で約37.4億円となり、現在要している経費の過去3年平均である9.0億円の4.2倍が必要となります。今後、すべての公共施設等を更新し続けるのは、大変難しい状況になっています。

■ 公共施設等の更新費用（維持管理・修繕に係る経費を含む総額）



■ 公共建築物とインフラ施設の更新費用内訳



<試算条件>

- ・維持管理・修繕は、維持管理・更新等に係る経費で算出した額の3年平均を算出し、40年間均等に経費がかかるものと仮定しました。

5. 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みについて、今後40年間に長寿命化対策等を実施した場合は約1014.6億円（年平均は約25.4億円）となり、耐用年数経過時に単純更新した場合と比べて約212.8億円の経費削減となる試算です。

なお、長寿命化とは、劣化や不具合が生じてから措置を行う「事後保全」だけではなく、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全」を行い、建築物の使用年数を延長させることを目指すものです。

維持管理・更新等に係る経費の見込みの長寿命化対策を実施した場合の1年あたり平均と現在要している経費を比較すると、公営事業会計のインフラ施設について多くの経費が見込まれ、更なる長寿命化等の対策が必要です。

財源について、普通会計はインフラ施設（道路、橋りょう）を対象にした国庫支出金（社会資本整備総合交付金）や交付税措置のある地方債（過疎対策事業債）を積極的に活用することを検討します。

インフラ施設については、試算する更新単価及び耐用年数が同じため長寿命化対策等の効果額に差は出ません。

今後40年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合(⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去3年 平均)
普通 会計	建築物(a)	6,217	15,347	12,745	34,310	51,444	△ 17,134	155
	インフラ施設(b)	4,057		14,014	18,071	18,071	0	101
	計(a+b)	10,274	15,347	26,759	52,381	69,515	△ 17,134	257
公営 事業 会計	建築物(c)	4,089	1,718	1,848	7,656	11,805	△ 4,150	102
	インフラ施設(d)	21,482		19,937	41,419	41,419	0	537
	計(c+d)	25,570	1,718	21,786	49,075	53,224	△ 4,150	639
建築物計(a+c)		10,306	17,066	14,594	41,966	63,249	△ 21,284	258
インフラ施設計(b+d)		25,539	0	33,951	59,490	59,490	0	638
合計(a+b+c+d)		35,845	17,066	48,545	101,455	122,739	△ 21,284	896

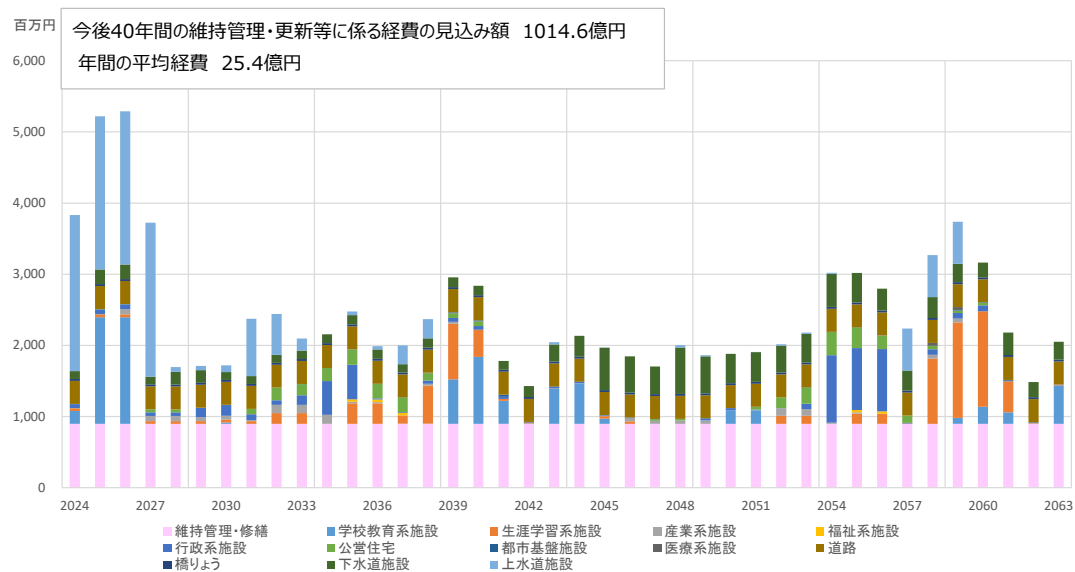
現在要している経費との比較

(百万円)

		長寿命化対策を 実施した場合の 1年あたり平均	現在要している 経費の過去3年 平均	比率
普通会計	建築物	858	155	5.5倍
	インフラ施設	452	101	4.5倍
公営事業 会計	建築物	191	102	1.9倍
	インフラ施設	1,035	537	1.9倍
合計		2,536	896	2.8倍

(注) 公営事業会計では過去 3 年間に更新等行われているため、比率が 1.9 倍と普通会計より少なくなっています。

■ 公共施設等の更新費用（長寿命化対策を反映したもの）



<試算条件>

- ・更新費用試算の期間：令和6年度（2024年度）から令和45年度（2063年度）
- ・総務省「更新費用試算ソフト」の更新単価及び改修単価を用いて試算しました。
- ・維持管理・修繕は、維持管理・更新等に係る経費で算出した額の3年平均を算出し、40年間均等に経費がかかるものと仮定しました。
- ・更新等は、「建築物の耐久計画に関する考え方」（（一社）日本建築学会）を参考に、長寿命化対策等による使用年数の延長を考慮して、鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造は目標耐用年数80年で更新、木造等は目標耐用年数40年で更新すると仮定しました。
- ・改修は、目標耐用年数の半分が経過した時点で行うと仮定しました。
- ・板柳町学校施設個別施設計画で修繕費用や改修費用を明示しているものは、その金額を用いました。
- ・令和5年度（2023年度）で、既に耐用年数が経過しているものは、令和6年度（2024年度）からの10年間で均等に建替えを行うと仮定しております。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間

計画期間は当初策定計画期間である平成29年度から令和38年度までの40年間とします。このような長期間の計画となるのは、公共施設等の耐用年数は数十年であることから、長期的な視点が必要不可欠なこと及び更新費用の推計との整合を図るためです。

また、町の最上位計画との整合性を踏まえるために、加えて社会経済情勢等の変化に弾力的に対応するために、社会経済情勢や地域環境に大きな変化があれば適宜見直しを行い、充実を図っていくものとします。

2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 公共施設マネジメント推進体制

所轄課が中心となり、施設の管理情報を整理し、これらを適正に管理していきます。また、必要に応じて庁内連携できるよう適宜情報を共有化し、連携を図っていきます。

(2) 固定資産台帳の整備

地方公会計の固定資産台帳を整備し、統一的な基準に基づく運用を進めていきます。また、今後も適正な固定資産台帳の整備・運用を図る事により、中期的な財務シミュレーションの定期的な実施や計画の見直しに活用します。

(3) 住民への情報提供等の実施

公共施設等の再編成を実行していくためには、町民の理解と協力が必要です。情報発信の方法を工夫し、情報の受け手である町民の理解を高め、情報共有に努めます。その際、根拠のある数値データを集める事はもちろん、要点を絞り込んだ情報発信、一時期に大量の情報を発信しない事などに留意します。

3. 現状や課題に関する基本認識

(1) 大規模改修・更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでおり、今後これらの公共施設等の改修・更新等の費用が発生することが見込まれます。

今までのように改修・更新等への投資を継続していくと、当町の財政を圧迫し、他の行政サービスに重大な影響を及ぼす可能性がでてくることが予想されます。

このような状況を回避するには、長寿命化対策を実施し、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制するとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編成・管理に取り組み、将来にわたっての取捨選択を行う必要があります。

また、公共施設等の情報については一元管理し、より効率的な管理・運営を推進していくための組織体制の構築が課題となります。

(2) 人口減少、少子高齢化社会への対応

当町の人口は減少局面に入っており、令和32年（2050年）の人口は6,034人となると推計しています。令和2年（2020年）の12,700人から約52%減少となります。

なお、当町が令和7年3月に策定した「板柳町人口ビジョン（2025年改訂版）」では、令和32年（2050年）には6,689人になると予測、令和47年（2065年）の目指すべき人口は4,919人としています。

年齢構成別にみると、財政負担の中心的な役割を果たす生産年齢人口（15歳から64歳）は少子高齢化の進展に伴い、令和2年（2020年）の52.5%から令和32年（2050年）には36.0%となるものと推計しています。

総人口の減少より大きく落ち込むことが予測されています。そのため、このような変化に対応する適切な公共施設等の総量や配置と公共サービスの提供を検討していく必要があります。

また、地区によって人口の増減や少子高齢化の進行状況が異なってくると予測されることから、各地区の特性に応じた対応も重要となります。

(3) 財政状況への対応

直近の財政状況をみると、地方交付税が歳入総額の約42.8%を占めており、地方交付税に対する依存度が高く、国の施策による影響を大きく受けやすい状況です。また、地方債の残高は減少傾向にあり、令和5年度（2023年度）では、約58.5億円となっています。

今後、人口の減少による町税などの一般財源の減少に加え、公債費が増えることが予想されることから、公共施設等の維持管理・更新のための財源確保が出来なくなることが見込まれています。こうした厳

しい財政状況の中で、歳入規模に見合った財政規模への転換を図るため、公共施設等に係る各種費用の縮減と財政負担の平準化を図っていくことが重要となります。

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

① 基本コンセプト

『持続可能で最適な公共サービスを提供する』

公共施設等の機能、在り方、安全性について町民と共に検証し創造していく、これが当町の公共施設マネジメントへの取り組みへの基本的な考え方です。

② 総量の適正化

少子高齢化による人口減少や厳しい財政状況を勘案すると、既存の公共施設等を今後も同規模で維持していくことは非常に厳しい状況です。必要な行政サービス水準を考慮しつつ、除却や統合・複合化を行い、公共建築物の延床面積を縮減することが必要となります。「第2章 5. 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み」の試算結果を踏まえて、必要に応じて公共建築物の延床面積の縮減を目指します。

③ 長寿命化の推進

既存施設を少しでも長く活用していくために、定期的な点検や修繕による予防保全に努め、長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減します。

④ 民間事業者や県・近隣自治体との連携

指定管理者制度や PFI など民間活力の活用を検討し、施設の整備、更新、維持管理、運営における公民連携を図り、財政負担の軽減と効果的・効率的なサービスの提供を努めます。

また、県や近隣自治体との広域連携を一層進めていき、広域的な視点から必要な公共施設等の保有量を検討します。

(2) 実施方針

① 点検・診断等の実施方針

町や指定管理者等が、施設の日常点検を始めとする定期的かつ計画的な点検・診断等を実施し、その結果を踏まえて老朽化対策に活用します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕の実施にあたっては、上記の定期的点検、法定点検の結果を踏まえ、予防保全を重視しコストの縮減・平準化を図ります。

③ 安全確保の実施方針

点検、修繕を通して得た情報の共有化を図り、他の施設についても予防的措置を実施する等安全確保に努めます。

また、老朽化により供用廃止された施設や今後利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、取り壊し、除却する等安全の確保に十分配慮し、適切な管理に取り組みます。

④ 耐震化の実施方針

新耐震基準前に建設された施設等は利用度や災害時の防災拠点としての必要性などを勘案して、優先度をつけて検討していきます。

⑤ 長寿命化の実施方針

公共施設等の定期点検等を計画的に行い、小規模修繕及び大規模修繕のコストを見極めながら、効果的に実施します。また、利用度の低い施設の中で耐久性の高い施設については用途変更を検討する等長期間使用する事を目指します。

また、今後策定する長寿命化計画については、本計画における方向性と整合を図ります。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるために、公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進めます。

⑦ 脱炭素化の推進方針

地球環境を保全するため、温室効果ガスの排出の抑制等の活動を推進して行きます。風力、小水力、太陽光、地熱、地中熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーについて、公共施設をはじめ、地域の産業や生活に利用する取り組みを推進します。

脱炭素、循環型社会の実現に向け、町民や事業者に対し必要な情報を提供することにより意識の高揚につなげます。

⑧ 統合や廃止の推進方針

施設の整備状況、利用状況、維持管理などコストの状況を勘案し、必要に応じて統合や廃止・規模縮小に取り組みます。

⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

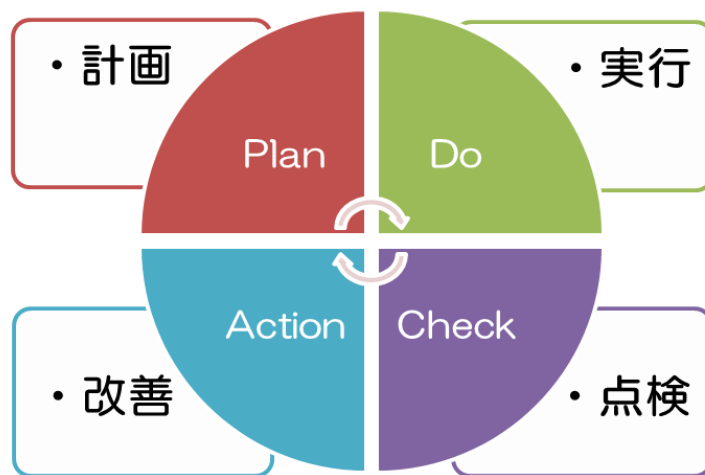
すでに一部導入している指定管理者制度等の活用により、民間企業の資金や手法を活用し、事業の効率化や町民が快適に利用できるよう効率的な改善と体制構築を目指します。

また、全庁的な組織体制で公共施設マネジメントを推進していくためには、職員一人一人が公共施設マネジメントの意義を理解した上で、共通認識を持って意識的に取り組んでいく必要があることから、職員を対象にした研修会などを通じ意識啓発に努めていきます。

(3) フォローアップの実施方針

公共施設マネジメントを着実に進めていくためには PDCA サイクル（計画→実行→点検→改善のサイクル）を活用した業務サイクルを定着させることが重要となってきます。

そこで必要に応じて、個別施設計画を策定します。その後、計画の進捗状況等について評価を実施し、次の展開へ向けて的確な見直しを行います。このような流れで公共施設等マネジメントの確実な推進を図ります。



第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

1. 学校教育系施設

■対象施設

施設名	延床面積(m ²)	備考
小阿弥小学校	5,403.00	
東小学校	4,314.00	
南小学校	6,316.00	
北小学校	6,458.00	
板柳中学校	7,379.64	R1建設

■基本方針

・小学校について、平成26年3月26日付け「板柳町立小学校適正規模・適正配置等検討委員会報告」を踏まえ、一部見直しも含めながら板柳町総合教育会議において決定された統合小学校の基本構想に基づき、段階的に統廃合を進めます。

・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

■既存の個別計画

板柳町学校施設個別施設計画【2024年改訂版】（令和6年3月）

板柳町立統合小学校改修基本計画（令和6年4月）

2. 生涯学習系施設（町民文化・社会教育系施設）

■対象施設

施設名	延床面積(m ²)	備考
公民館	1,931.48	
図書館、工芸室	280.54	
多目的ホールあぷる	2,732.70	
旧板柳高校	11,925.60	R5無償譲渡
郷土資料館	937.22	
体育館	811.53	
柔道場	91.09	
用具庫	115.11	
町民プール	82.32	

■基本方針

・将来の更新時期等には大規模改修、改築、用途変更、廃止、統廃合、複合化等を視野に検討します。

・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

3. 産業系施設（産業・観光系施設）

■対象施設

施設名	延床面積(m ²)	備考
ふるさとセンター（作業棟、温室果樹用ハウス等）	1,576.01	
ふるさとセンター 本館	856.05	
ふるさとセンター 直売所（とれたて市）	202.20	
ふるさとセンター 工芸館	931.61	
ふるさとセンター ファミリーコテージ6棟	377.58	
ふるさとセンター 総合案内所	110.96	
ふるさとセンター 青柳館	1,021.78	
ふるさとセンター りんご加工開発館	339.11	

■基本方針

・将来の更新時期等には大規模改修、改築、用途変更、廃止、統廃合、複合化等を視野に検討します。

・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

4. 福祉系施設（保健福祉医療系施設）

■対象施設

施設名	延床面積(m ²)	備考
いきいきセンター（老人憩いの家）	650.14	

■基本方針

・将来の更新時期等には大規模改修、改築、用途変更、廃止、統廃合、複合化等を視野に検討します。

・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

5. 行政系施設

■ 対象施設

施設名	延床面積(m ²)	備考
板柳町役場庁舎	3,463.38	
三千石屯所（1分団）	93.55	
赤田屯所（2分団）	90.54	
掛落林屯所（3分団）	88.55	
小幡屯所（3分団）	10.20	
飯田屯所（4分団）	84.46	
横沢屯所（5分団）	91.08	
深味屯所（6分団）	91.36	
大俵屯所（7分団）	91.72	
旧高増屯所（8分団）	93.52	
高増屯所（8分団）	86.12	
五幾形屯所（9分団）	90.54	
狐森屯所（10分団）	92.40	
柏木屯所（11分団）	90.54	
館野越屯所（12分団）	86.12	
上常屯所（13分団）	92.28	
范子屯所（13分団）	10.00	
下常屯所（14分団）	86.12	
沖屯所（15分団）	10.00	
夕顔関屯所（15分団）	79.20	
五林平屯所（16分団）	90.52	
板柳町消防団屯所	129.41	R2建設
一般廃棄物最終処分場	336.50	
汚物炉焼却炉（板柳町斎場内）	9.26	
ごみ収集所管理棟(地域整備課資材置き場)	6.48	
ごみ収集車車庫(地域整備課車庫)	149.00	
資源ごみ集積場倉庫	54.00	
除雪センター	536.00	
冬季ごみ集積場管理棟(横沢)	82.64	
板柳町斎場	681.22	
消防署車庫（物置）	49.68	
7分団ポンプ車庫	9.74	
職員住宅（表町）	63.18	
町営墓地（東屋、管理棟）	97.72	
福祉センター	3,060.33	

■ 基本方針

・将来の更新時期等には大規模改修、改築、用途変更、廃止、統廃合、複合化等を視野に検討します。

- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

6. 公営住宅（町営住宅等）

■ 対象施設

施設名	延床面積(㎡)	備考
いたや北団地	839.27	
広栄団地	9,764.90	
双葉団地	3,025.86	
広栄団地集会所	149.88	
双葉町集会所	119.06	

■ 基本方針

- ・将来の更新時期等には適正規模を検討します。
- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。
- ・双葉団地については、解体して用途廃止とします。

■ 既存の個別計画

板柳町公営住宅等長寿命化計画（令和 2 年 3 月改定）

7. 都市基盤施設（公園）

■ 対象施設

施設名	延床面積(㎡)	備考
横沢農村公園便所	9.93	
掛落林農村公園便所	10.89	
高増農村公園（物置、東屋、便所）	67.50	
桜づつみ公園（便所、物置）	52.99	
船岡公園 便所	4.96	
中央アップルモール（四阿、トイレ）	82.80	

■ 基本方針

- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。
- ・利用者の安全確保を第一に、適切な点検及び維持管理を実施します。

8. 医療系施設

■ 対象施設

施設名	延床面積(m ²)	備考
板柳中央病院	6,251.39	

■ 基本方針

・施設の維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストを縮減していきます。

・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

・将来の更新時期等には適正規模を検討します。

■ 既存の個別計画

国民健康保険板柳中央病院公立病院経営強化プラン（令和5年3月）

9. その他の施設等

■ 対象施設

施設名	延床面積(m ²)	備考
旧沿川第一小学校	1,806.00	
旧横沢駐在所	73.69	
旧商工会館	387.74	
旧畑岡小学校	1,103.10	
旧板柳第二小学校校舎	741.97	
旧沿川第二小学校	1,402.21	
旧沿川第一保育所	337.12	
旧沿川東保育所	326.36	R3贈与
旧弘前地区消防事務組合板柳消防署	882.13	
消防庁舎	655.47	R2建設

■ 基本方針

・未使用施設については、売却・貸付け等を検討します。

・老朽化により供用廃止された資産については、十分な安全性確保を行うとともに取り壊しの検討も行います。

1 0 . 道路

■対象施設

町道、農道、林道

分類	数量等	
道路	実延長(m)	面積(m ²)
町道	194,331.80	1,031,935.76

■基本方針

- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。
- ・利用需要の変化に応じ、道路網の再構築を検討します。

■既存の個別計画

舗装の個別施設計画（令和 5 年度）

1 1 . 橋りょう

■対象施設

分類	数量等	
橋りょう	実延長(m)	面積(m ²)
	599.43	3,615.99

■基本方針

- ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全による長寿命化に努めます。

■既存の個別計画

板柳町橋梁長寿命化修繕計画（令和 5 年 3 月）

1 2 . 下水道施設

■対象施設

分類		数量等	
下水道施設	水処理施設	面積(m ²)	
		飯田・林崎地区水処理センター	330.30
		板柳東部地区水処理センター	666.08
		板柳中央地区水処理センター	708.01
		計	1,704.39
下水道施設	管渠	実延長(m)	
		農業集落排水	44,031.91
		公共下水道	62,783.74
		計	106,815.65

■基本方針

- ・施設の維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストを縮減していきます。
- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。
- ・利用需要の変化に応じ、管渠の再構築を検討します。

1 3 . 上水道施設

■対象施設

分類		数量等	
上水道施設	水処理施設	面積(m ²)	
		管理室（旧水道課）	148.50
		ポンプ室4号井用（旧水道課）	4,920.00
		管理棟	477.00
		車庫	34.80
		計	5,580.30
上水道施設	管渠	実延長(m)	
		127,856.00	

■基本方針

- ・施設の維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストを縮減していきます。
- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。
- ・利用需要の変化に応じ、管渠の再構築を検討します。
- ・廃止された旧水道課資産については、十分な安全確保を行うとともに取り壊しの検討を行います。